海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業取扱要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市が令和７年に海津市制施行２０周年と宝暦治水完工２７０周年（以下「海津市制施行２０周年等」という。）の節目を迎えるに当たり、海津市制施行２０周年等を記念して実施する事業である旨をその事業の名称に冠して実施する事業（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（冠の名称）

第２条　使用できる冠の名称は、次に掲げるとおりとする。ただし、外国語で表記する場合その他海津市制施行２０周年等を記念して実施する事業の名称に付する冠の表記として適当であると認められる場合は、この限りでない。

⑴　海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年

⑵　海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念

⑶　海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念事業

（対象者）

第３条　冠事業を実施することができる者は、主たる活動場所が市内である市民活動団体、ＮＰＯ法人、任意団体、企業等の団体又はこれらの団体で構成されたグループであって、かつ、構成員が５人以上であるものとする。

（対象事業）

第４条　冠事業は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に実施する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

⑴　市内で実施する事業であること。

⑵　広く参加者を募る事業であること。

⑶　海津市後援等に関する規程（平成１８年海津市告示第４４号）第３条に規定する対象事業の基準を満たす事業であること。

⑷　海津市暴力団排除条例（平成２４年海津市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員、暴力団員が所属している団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者若しくは団体が実施する事業でないこと。

（冠事業の承認）

第５条　冠事業を実施しようとする者は、この告示に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　市が共催し、又は後援する事業

⑵　市が構成員となる団体が主催する事業

⑶　市が補助金等を交付する事業

（事業の申請）

第６条　冠事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業承認申請書（様式第１

号）により、当該冠事業の開催日の３０日前までに市長に申請しなければならない。

（事業の承認）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定し、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業承認（不承認）決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による冠事業の承認をする場合は、必要に応じ条件を付すことができる。

（承認内容の変更等）

第８条　前条第１項の規定による冠事業の承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業変更承認申請書（様式第３号）により、速やかに市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定し、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業変更承認（不承認）決定通知書（様式第４号）により、事業者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第９条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

⑴　この告示に違反したとき。

⑵　承認に付した条件に違反したとき。

⑶　申請の内容に虚偽があると認められたとき。

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

２　前項の場合において、事業者に損害が生じることがあっても、市長は、その損害を賠償する責めを負わない。

３　市長は、第１項の規定により、冠事業の承認を取り消したときは、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業承認取消通知書（様式第５号）により、事業者に通知するものとする。

（事業報告）

第１０条　事業者は、事業の終了後３０日以内に、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業実施報告書（様式第６号）により、市長に報告しなければならない。

（補則）

第１１条　この告示に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

２　この告示は、令和８年４月３０日限り、その効力を失う。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

海津市長　宛て

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名
電話番号

海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業承認申請書

次の事業について、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業の承認を受けたいので、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業取扱要綱第６条の規定により申請します。

なお、名称の使用に当たっては、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業取扱要綱の規定に従います。

事業名		事業区分	新規・既存
事業目的			
実施日 又は実施期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日（　　日間）		
実施場所		参加予定人数	人
事業内容			
使用する 冠の名称	□海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年 □海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念 □海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念事業 □その他（　　）		
責任者	氏名　　電話　　（　　）		

※企画書や実施要項など事業内容が確認できる書類を添付してください。

様式第２号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

海津市長　　印

海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業
承認（不承認）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業の承認について、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業取扱要綱第７条第１項の規定により下記のとおり通知します。

記

事業名	
決定区分	□承認する □承認しない （不承認の理由）
承認の条件	１　事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、直ちに市長に申請すること。 ２　事業の終了後３０日以内に、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業実施報告書を提出すること。 ３　その他次の事項を遵守すること。 （　　）

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

海津市長　宛て

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名
電話番号

海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で承認を受けた海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業について、内容を変更したいので、次のとおり申請します。

事業名	
変更理由	
変更内容	（変更前）
	（変更後）
備考	

様式第４号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

海津市長　　印

海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業
変更承認（不承認）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業の変更承認について、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業取扱要綱第８条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

事業名	
決定区分	□承認する □承認しない （不承認の理由）
承認の条件	１　再び事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、直ちに市長に報告すること。 ２　事業の終了後３０日以内に、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業実施報告書を提出すること。 ３　その他次の事項を遵守すること。 （　　）

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

海津市長　　印

海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業承認取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で承認した海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業について、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業取扱要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり承認を取り消しますので、同条第３項の規定により通知します。

記

事業名	
承認取消しの理由	

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

海津市長　宛て

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名
電話番号

海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業実施報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で承認を受けた海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業について、海津市制施行２０周年及び宝暦治水完工２７０周年記念冠事業取扱要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

事業名			
実施日 又は実施期間	令和　年　　月　　日から令和　年　　月　　日まで （　　日間）		
実施場所		参加人数	人
実施状況			
責任者	氏名　　電話　　（　　）		

※事業の実施内容が確認できる写真等を添付してください。